

習志野市NET119緊急通報システム運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、音声通話による119番通報が困難である者が、インターネットに接続が可能な携帯端末を利用して119番通報を行うNET119緊急通報システム(以下「NET119」という。)の運用及び管理について、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 NET119とは、スマートフォン又は携帯電話等(以下「スマートフォン等」という。)のインターネット機能を利用した電子文字情報により、ちば北西部消防指令センターをはじめとする119番通報を受報する消防機関等へ緊急通報を行うシステムをいう。

(利用対象者)

第3条 NET119を利用することができる者は、次の各号に掲げるすべてに該当する者とする。

- (1) 聴覚や言語機能の障がい等により音声通話が困難な者
- (2) 習志野市に在住の中学生以上の者
- (3) 対応しているスマートフォン等を所持している者

2 前項に規定する者のほか、消防長が特に必要があると認める者とする。

(登録の申請)

第4条 NET119の利用を希望する者は、別に定めるNET119緊急通報システム登録に関する規約に同意のうえ、NET119緊急通報システム登録申請書兼承諾書(第1号様式)(以下「申請書」という。)を消防長に提出しなければならない。

(登録の審査及び通知)

第5条 消防長は、前条の規定により申請があったときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、当該申請者のメールアドレスに承認した旨を通知するものとする。

(変更等の届出)

第6条 前条の規定による登録を受けたもの(以下「登録者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する事項が生じたときは、NET119緊急通報システム登録変更・利用停止届出書(第2号様式)に必要事項を記入し、消防長に提出しなければならない。

- (1) 申請書の記載事項に変更が生じたとき
- (2) 利用するスマートフォン等を変更したとき
- (3) 利用の停止を希望するとき

(登録の取り消し)

第7条 消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の利用を取り消すことができる。

- (1) 前条第3号の規定による届出があったとき

- (2) 虚偽等の不正な申請や利用等が認められたとき
- (3) 転居、死亡その他の事由により第3条に規定する利用対象者でなくなったとき
- (4) 3年以上NET119の利用更新がされないとき

(個人情報の管理)

第8条 NET119の登録者の個人情報については、NET119登録者一覧表(第3号様式)に必要な事項を整理し、習志野市個人情報保護条例等に基づき適正に管理するものとする。

(費用の負担)

第9条 NET119の登録及び利用料は無料とする。ただし、登録及び緊急通報に係る通信費用その他スマートフォン等の利用に係る費用については、利用者が負担するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は消防長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。